



9 重度心身障害者医療給付事業

重度の障がい者の医療費助成制度です。

【高校生以下】

医療費は全額免除となります。

【18歳に到達した最初の4月1日から市町村民税非課税世帯の方】

初診時に一部負担金として、医科580円、歯科510円、柔道整復270円が自己負担になります。

【18歳に到達した最初の4月1日から市町村民税課税世帯の方】

原則として医療費の1割が自己負担となります。ただし上限額があります。

※所得限度額を設けており、所得限度額を超過した方については、対象外となります。

対象者

- ・ 身体障がい 1, 2級の方
- ・ 身体障がい 3級で内部機能障害の方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・ 重度の知的障がい者（療育手帳A、又は概ねIQ35以下）

※いずれかの健康保険に加入していることが条件です。

※生活保護受給者、児童福祉施設入所者は対象となりません。

また、精神障がいの方は入院医療は助成対象外となります。

手続きに必要なもの

- ① 障がいを証明できる身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ② 健康保険の資格がわかるもの
- ③ 手続きされる方の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど顔写真付きのものは1点。顔写真がないものについては、2点必要です）
- ④ マイナンバー（個人番号）の確認ができるもの

手続き・問い合わせ先

役場住民・出納課住民室保険担当 0156-28-3857（直通）